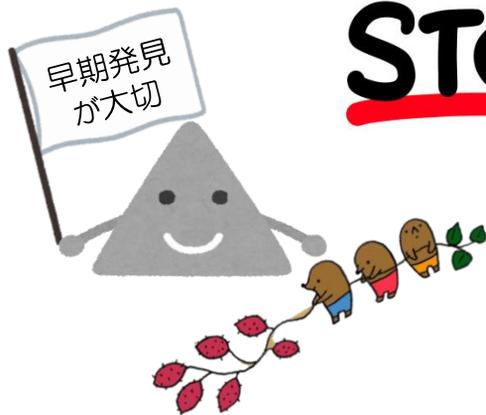


わたしたちのやさしさで

STOP! 高齢者虐待



高齢者虐待とは

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれる状態におかれること

高齢者虐待防止法の特徴

市町村の責任において『高齢者虐待』を防止することであり、虐待している人を罰することではありません

『**養護者**』（高齢者を養護している同居、近居の親族等）への支援も行います

ポイント

『虐待をした』『虐待を受けた』という『自覚』『悪意』の有無は問いません
客観的な事実をもとに、虐待の判断をします



市民のみなさんへの、高齢者虐待の**相談・通報義務**も定められました

※ 高齢者の生活や身体的状況の変化に気づいたときは、相談・通報に努めましょう
ただし、罰則はありません。相談者・通報者の保護も行います

高齢者虐待防止法 イメージ図

緊急事態

事件性のあるような
イメージ

要介入

専門職の介入が必要

見守りという
放置に
ならないように

要見守り・支援

判断に迷う状態
介護の知識不足などで介護負担
が増加、長年の生活習慣の中で
生じている

本人・家族支援
介護サービスの見直しが必要

高齢者虐待防止法が定めた高齢者虐待（自覚問わないため、**広範囲**）

虐待の『**小さな芽**』として関わる

早期発見・早期介入の必要性

みなさまの周りに こんな高齢者はいませんか？

こんなことが虐待になります

身体的虐待

たたく、つねる、殴る
やけどを負わせる
ベッドに縛り付ける
など

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、
悪口を言う、無視する
子供扱いをする
など

性的虐待

排せつの失敗後に
下半身を裸にして
放置する
など

世話の 放棄・放任

空腹、脱水、栄養失調
のままにする、
おむつなどが汚れている
状態を放置する、
住環境のわるい中に
放置するなど

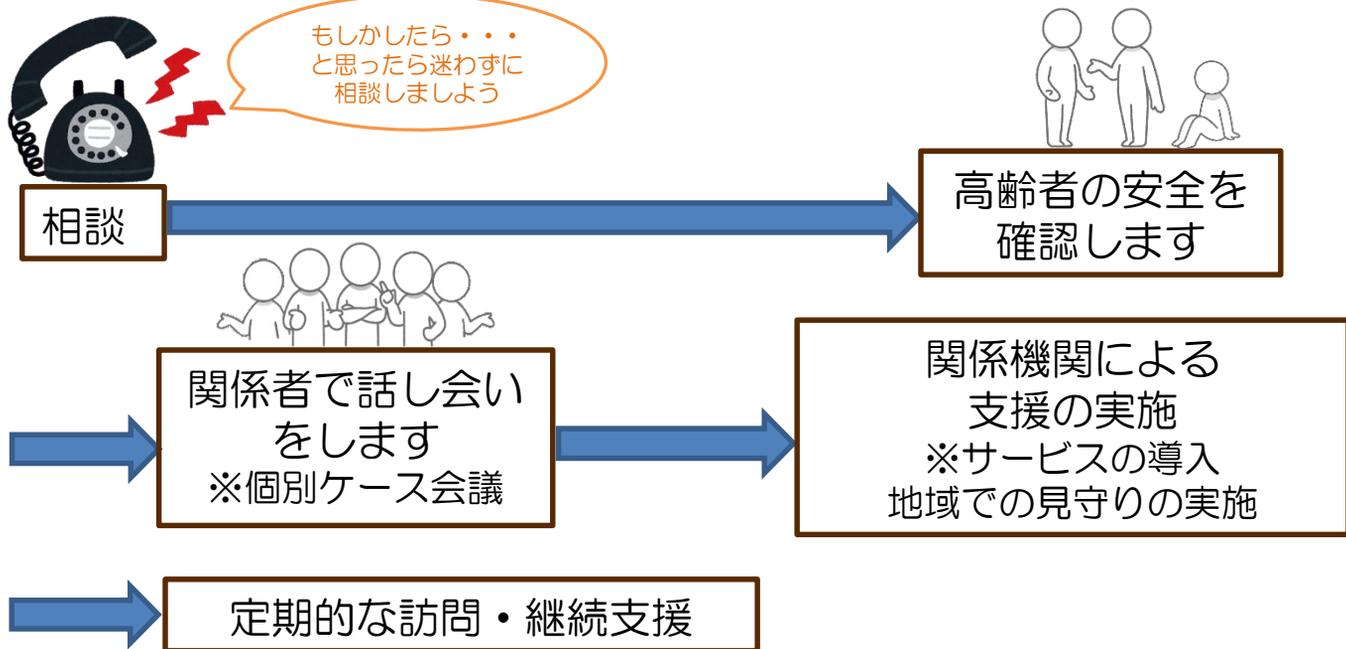
経済的虐待

必要なお金を渡さない
使わせない、
本人の年金、預貯金などを
本人の意思・利益に反して
使用するなど

高齢者虐待に気づくためのチェックリスト

	高齢者本人の様子
1	あざや傷があるのに、理由を聞いても話したがらない
2	汚れたままの服装や、悪臭の強い状態で過ごしている
3	表情が硬く、怯えている
4	人に会うのを避ける
5	急に痩せてきたような気がする
	養護者の様子
1	経済的に苦しいので、病院に連れて行くことを控えている
2	他人の関与を必要以上に拒否する
3	徘徊してしまうので、部屋から出れないようにしている
4	高齢者に対して過度に乱暴な口に出し方をしている

相談が寄せられたあとの流れ



声かけと さりげない見守りで高齢者にやさしいまちづくり

介護を一人で頑張っているがために 起こってしまうのが高齢者虐待です

いつもの自分であれば絶対にしないのに・・・

一人で抱え込まないで、心身ともに余裕をもって介護を続けるためには
サービスや制度を利用することが必要です

まずはSOSを見逃さない まちづくりが大切です



気になる高齢者がいましたら ご相談ください 相談者の秘密は守られます

相談先	電話番号	担当地区
西部地域包括支援センター	☎042(389)8850	東寺方(3丁目を除く)・落川・百草・和田(3丁目を除く)・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取(地番)
東部地域包括支援センター	☎042(373)7850	連光寺・聖ヶ丘・馬引沢・諏訪
多摩センター地域包括支援センター	☎042(376)2941	落合・鶴牧・南野2~3丁目 唐木田・中沢・山王下
中部地域包括支援センター	☎042(375)0017	永山2~7丁目・貝取2~5丁目 豊ヶ丘2~6丁目・南野1丁目
北部地域包括支援センター	☎042(357)3711	関戸1~5丁目・一ノ宮
北部地域包括支援センター愛宕支所	☎042(319)6411	愛宕・乞田・東寺方3丁目・和田3丁目 永山1丁目・貝取1丁目豊ヶ丘1丁目